

# 特定非営利活動法人よこすかなかながや

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人よこすかなかながや(以下、「法人」という。)に適用または適用可能性のある法令、定款および内部規程の遵守(以下、「コンプライアンス」という。)上の問題を適時的確に管理および処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織およびコンプライアンス施策の実施および運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 法人の役員および職員(以下「役員等」という。)は、法令、定款および内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下の機関を設置する。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

### (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する。

2 コンプライアンス担当理事は、定期的に法人のコンプライアンスの状況について、理事会に報告する。

3 コンプライアンス担当理事の役割および権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス担当理事が任命した職員および外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討および実施

- ( 2 ) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- ( 3 ) コンプライアンス違反事件についての原因究明に向けた分析および検討
- ( 4 ) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討および再発防止策の策定
- ( 5 ) 第 3 号ならびに第 4 号に関する事項の公表
- ( 6 ) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

( コンプライアンス委員会の開催 )

第 6 条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎年 9 月に開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会を招集することができる。

( 報告、連絡および相談 )

第 7 条 役員等は、コンプライアンスに違反する行為またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス責任者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス責任者は、前項の報告でコンプライアンス違反行為またはそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

3 コンプライアンス責任者が不在または緊急の事態等のときは、第 1 項にかかわらず同項の報告を理事長にすることができる。

( 役員等のコンプライアンス教育 )

第 8 条 法人は、役員等に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

( 懲戒等 )

第 9 条 職員が第 7 条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員( 監事を除く。以下本条において同じ。 ) の場合は、戒告とし、職員の場合は、戒告、減給、出勤停止または懲戒免職とする。ただし、役員が有給である場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

- 3 前項の懲戒処分は、理事会の決議による。

( 改廃 )

第 1 0 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経なければならない。

付則

この規程は、令和 5 年 5 月 2 6 日より施行する ( 理事会決議 ) 。